

## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 所得税法第 8 条等の改正を財政部が通達 源泉徴収税の還付申請期限を 5 年から 10 年に延長

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2023 年 10 月 13 日付で台財税字第 [11204568350](#) 号、第 [11204568351](#) 号および第 [11204568352](#) 号通達を公表し、それぞれ「所得税法第 8 条に規定する台湾源泉所得に係る認定原則」第 15 点、2018 年 1 月 2 日付の台財税字第 10604704390 号通達第 6 点、および「台湾国外営利事業による国境を越えた電子役務の提供に係る所得税課税作業要点」（中国語：外國營利事業跨境銷售電子勞務課徵所得稅作業要點）第 10 点を改正し、過納付となっていた源泉徴収税額の還付申請期間を 5 年から 10 年に延長するとしました。改正内容は、下表のとおりです。

改正条項	改正の内容
所得税法第 8 条 認定原則 第 15 点	(前略) 台湾国内に固定営業場所および営業代理人を有しない外国営利事業が、本法第 8 条第 3 号に規定する役務報酬、第 5 号に規定する賃貸料、第 9 号に規定する事業所得、第 10 号に規定する競技、試合、宝くじ等によって得た賞金または給与、または第 11 号に規定するその他の収益を有する場合、源泉徴収義務者は、支払時に、その支払額について、規定の源泉徴収率により源泉徴収しなければならない。ただし、当該

	<p>外国営利事業は<b>収入を得た日から起算して 10 年以内</b>に、台湾国内の個人または固定営業場所を有する営利事業を代理人とし、源泉徴収義務者の所轄徴税機関に対し、上述の収入にかかる関連原価、費用を控除し、所得額を再計算するよう申請することができる。徴税機関は、当該外国営利事業が提示した関連の帳簿、文書または当該営利事業が委託した会計士の監査報告書により、事実に基づきその所得額を計算し、過納税額を還付することができる。（後略）</p>
<p>台財税字第 10604704390 号 通達第 6 点</p>	<p>（前略）2017 年度以降、外国営利事業による国境を越えた電子役務の提供について、すでに源泉徴収された税額と、第 3 点から前点の規定により、徴税機関が査定した実際の所得額または純利益率、国内利益貢献度、または支払代行比率に基づき計算した源泉徴収すべき税額が異なり、源泉税額の過納付が生じている場合、<b>収入を得た日から起算して 10 年以内</b>に、自らまたは代理人に委託し、徴税機関に対し還付を申請することができる。（後略）</p>
<p>「台湾国外営利事業による国境を越えた電子役務の提供に係る所得税課税作業要点」第 10 点</p>	<p>（前略）2017 年度以降、外国営利事業による国境を越えた電子役務について、すでに控除された源泉徴収税額と第 4 点および第 6 点に規定する徴税機関によって査定された実際の所得額または純利益率、国内利益貢献度、または支払代行比率で計算した源泉徴収すべき税額が異なり、源泉税額の過納付が生じている場合、<b>収入を得た日から起算して 10 年以内</b>に、源泉徴収義務者の所轄国税局ごとに、それぞれまとめて、自らまたは代理人に委託して管轄徴税機関に申請することができる。また、管轄徴税機関は各当該管轄国税局に転送し、管轄国税局が還付にかかる手続を行う。（後略）</p>

### 勤業衆信の見解

1. 今般の改正は、申請期間を外国営利事業が収入を得た日から起算して 10 年とするものです。これは、2023 年 5 月 22 日付で改正された行政手続法（中国語：行政程序法）第 131 条第一項にある「公法上の請求権は、請求権を行使する者が政府機関の場合、法律で別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しなければ消滅し、請求権を行使する者が納税義務者の場合、法律に別段の定めがある場合を除き、10 年間行使しなければ消滅する」という改正規定を適用するものです。このため、外国営利事業は、適用対象の報酬を取得後 10 年以内であれば、関連規定の適用を申請し、過納税額の還付を受けることができます。
2. 今般の改正条文は、2023 年 10 月 13 日から発効します。発効日において、取得後 5 年以内の適用対象報酬がある外国営利事業は、新規定を適用し、将来において過去 10 年以内に過納税額の還付申請を行うことが可能です。発行日において 5 年の期間が満了している場合は、改正前の規定が適用されます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



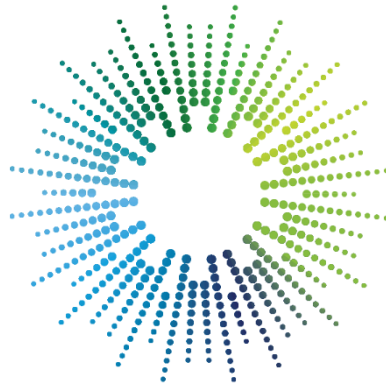
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業暁信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### <Tax>

# 財政部修正所得稅法第八條等溢繳之扣繳稅款申請 退稅期限由 5 年改為 10 年

財政部於 112 年 10 月 13 日發布台財稅字第 11204568350 號、第 11204568351 號及第 11204568352 號函令，分別修正「所得稅法第八條規定中華民國來源所得認定原則」第十五點、107 年 1 月 2 日台財稅字第 10604704390 號令第 6 點，以及「外國營利事業跨境銷售電子勞務課徵所得稅作業要點」第十點，將溢繳之扣繳稅款申請退稅期限由 5 年改為 10 年，修正內容臚列如下：

修正法條	修訂內容
所得稅法第八條第十五點	.....在中華民國境內無固定營業場所及營業代理人之外國營利事業，其有本法第八條第三款規定之勞務報酬、第五款規定之租賃所得、第九款規定之營業利潤、第十款規定之競技、競賽、機會中獎之獎金或給與或第十一款規定之其他收益者，應由扣繳義務人於給付時按給付額依規定之扣繳率扣繳稅款。惟該外國營利事業得自取得收入之日起算十年內，委託中華民國境內之個人或有固定營業場所之營利事業為代理人，向扣繳義務人所在地之稽徵機關申請減除上開收入之相關成本、費用，重行計算所得額。稽徵機關可依據該外國營利事業提示之相關帳簿、文據或其委

	託會計師之查核簽證報告，核實計算其所得額，並退還溢繳之扣繳稅款。.....
台財稅字第 10604704390 號令第 6 點	.....自 106 年度起，外國營利事業跨境銷售電子勞務已被扣繳之稅款與依第 3 點至前點規定經稽徵機關核定之實際所得額或淨利率、境內利潤貢獻程度或轉付比率計算之應扣繳稅款不同，致有溢繳之扣繳稅款者，得自取得收入之日起算 10 年內，自行或委託代理人，向稽徵機關申請退還。.....
「外國營利事業跨境銷售電子勞務課徵所得稅作業要點」第十點	.....自一百零六年度起，外國營利事業跨境銷售電子勞務已被扣繳之稅款與依第四點及第六點規定經稽徵機關核定之實際所得額或淨利率、境內利潤貢獻程度或轉付比率計算之應扣繳稅款不同，致有溢繳之扣繳稅款者，得自取得收入之日起算十年內，按扣繳義務人所在地之轄區國稅局分別彙總自行或委託代理人向應受理稽徵機關申請，並由應受理稽徵機關轉由各該轄區國稅局辦理退還溢扣繳稅款。.....

#### 勤業眾信觀點

1. 本次修正申請期限為外國營利事業取得收入日起算 10 年，係適用 102 年 5 月 22 日行政程序法第 131 條第 1 項修正規定「公法上之請求權，於請求權人為行政機關時，除法律另有規定外，因 5 年間不行使而消滅；於請求權人為人民時，除法律另有規定外，因 10 年間不行使而消滅。」因此，外國營利事業取得適用報酬未逾 10 年者，可提出申請適用，並退還溢繳稅款。
2. 本次修正法規於 112 年 10 月 13 日生效，謹提醒營利事業，生效時外國營利事業取得適用報酬尚未逾 5 年者，可適用新規定，於 10 年內申請退還溢繳稅額；已逾期者，仍適用修正生效前之規定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為“Deloitte 組織”)。DTTL(也稱為“Deloitte 全球”)每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證（明示或暗示）。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利